

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和7年6月12日
経済産業省
貿易管理課

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案に対する意見募集について、令和7年3月26日から同年4月24日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>次のように「ダイヤモンド原石の輸入について」を改正する。</p> <p>記</p> <p>1 <u>ダイヤモンド原石の国際証明制度について</u> ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度(以下「キンバリー・プロセス証明制度」という。)が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類(以下「キンバリー・プロセス証明書」)が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。</p> <p>2 <u>該当品目</u> ダイヤモンド(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するものに限る。)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「御意見3(1) 通関時確認制(輸入公表三の8)」につきまして、経済産業省ホームページでご案内している「ダイヤモンド原石の輸入について」の記載内容に一部誤りがありました箇所((輸入公表三の8))を訂正いたしました。</p>

(理由) ダイヤモンドを定義する輸出告示に従う。

3 当該貨物の輸入について

輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行いません。その他のダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(理由)「の」が入った方が良いでしょう。

(1) 通関時確認制 (輸入公表三の8)

キンバリー・プロセス証明制度の参加国(地域を含む。以下「参加国等」という。)から2.に掲げる貨物を輸入する場合、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る参加国等において発行されたキンバリー・プロセス証明書の原本を税関に提出することにより、輸入を認めます。(キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、者は必ずその写しを控えてください。)ただし、輸入公表三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、上記の手続きに加え、輸入注意事項2024第7号に定める手続きにより交付された経済産業大臣の確認書を税関に提出する場合があります。

(2) 二の二号承認制 (輸入公表二の二の表の第1)

容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書を紛失した場合等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。

(理由)「ダイヤモンド原石の輸出入管理」には、紛失の場合になっている。

① 提出書類

(イ) 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表の様式T-2010) 2通

(ロ) 申請理由書(輸入注意事項55第76号の別紙1) 1通 ←理由書を新設すべし

(理由) 上記申請理由書は2号承認の理由書であって、2の2号承認には沿わない。

(ハ) 輸入契約書の写し又はこれに準ずる書類 1通

(ニ) キンバリー・プロセス証明書の写し 1通

(ホ) 輸入公表三の七の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドにあっては、輸入注意事項 2024 第 7 号に定める手続きにより交付された経済産業大臣の確認書の写し 1 通

(ハ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものにあっては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる明らかな証拠書類 1 通

(理由) 承認基準で必要な書類を提出させましょう。

(ト) 輸入承認証の送付は郵送に限るので、返信用封筒(簡易書留分の切手を貼付のこと。)

(理由) 郵送でしか受け付けないので、窓口受領があるかのような表現はよくない。

(チ) その他必要と認められる書類

② 提出先

経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易審査課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電話番号を削除

③ 輸入の承認基準

キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。

(理由) 確認書を上記で提出させているから、ただし書きは不要である。

(イ) 上記①(ニ)から(ハ)までに掲げる有効な証明書等が提出されていること。

(ロ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる明らかな証拠があること。

④ 輸入時の注意事項

キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、上記③(ロ)に該当する場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。また、①(ニ)に掲げるキンバリー・プロセス証明書の写しを控えた上、輸入通関時に原本を税関に提出してください。

	<p>4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について 当該制度の参加国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」による。</p>	
--	--	--